

2021年6月1日

## 新設分割に関する事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都港区赤坂九丁目7番1号  
UUUM株式会社  
代表取締役 鎌田 和樹

東京都港区赤坂九丁目7番1号  
P2C Studio株式会社  
代表取締役 重本 隆之

UUUM株式会社（以下「当社」といいます。）は、2021年4月27日付で作成した新設分割計画書に基づき、2021年6月1日を効力発生日として、P2C Studio株式会社（以下「新会社」といいます。）を新たに設立し、当社が営むグッズ・EC事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件新設分割」といいます。）を行いました。

本件新設分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項は、次のとおりです。

### 記

1 本件新設分割が効力を生じた日  
2021年6月1日

2 当社における法定手続きの経過

(1) 新設分割の差止請求

本件新設分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件新設分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

### (3) 新株予約権買取請求手続

本件新設分割において、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を充たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

### (4) 債権者異議手続

本件新設分割にあたって、当社は新会社に承継される債務の全てに関して、重疊的債務引受の方法により、引き続き当該債務の債務者としての地位を有しますので、会社法第 810 条第 1 項第 2 号に定める債権者が存しないことから、同条に定める債権者保護手続は実施しておりません。

## 3 新会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、2021年6月1日をもって、新設分割計画書に記載された、当社のグッズ・EC 事業に付随する資産、債務その他の権利義務を承継いたしました。

## 4 その他本件新設分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上

2021年6月1日

## 新設分割に関する事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都港区赤坂九丁目7番1号  
UUUM 株式会社  
代表取締役 鎌田 和樹

東京都港区赤坂九丁目7番1号  
UUUM GOLF 株式会社  
代表取締役 鎌田 和樹

UUUM 株式会社（以下「当社」といいます。）は、2021年4月27日付で作成した新設分割計画書に基づき、2021年6月1日を効力発生日として、UUUM GOLF 株式会社（以下「新会社」といいます。）を新たに設立し、当社が営む UUUM GOLF 事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件新設分割」といいます。）を行いました。

本件新設分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項は、次のとおりです。

### 記

1 本件新設分割が効力を生じた日  
2021年6月1日

2 当社における法定手続きの経過

(1) 新設分割の差止請求

本件新設分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件新設分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

### (3) 新株予約権買取請求手続

本件新設分割において、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を充たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

### (4) 債権者異議手続

本件新設分割にあたって、当社は新会社に承継される債務の全てに関して、重畳的債務引受の方法により、引き続き当該債務の債務者としての地位を有しますので、会社法第 810 条第 1 項第 2 号に定める債権者が存しないことから、同条に定める債権者保護手続は実施しておりません。

## 3 新会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、2021年6月1日をもって、新設分割計画書に記載された、当社の UUUM GOLF 事業に付随する資産、債務その他の権利義務を承継いたしました。

## 4 その他本件新設分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上

2021年6月1日

## 新設分割に関する事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都港区赤坂九丁目7番1号  
UUUM株式会社  
代表取締役 鎌田 和樹

東京都港区赤坂九丁目7番1号  
FORO株式会社  
代表取締役 鎌田 和樹

UUUM株式会社(以下「当社」といいます。)は、2021年4月27日付で作成した新設分割計画書に基づき、2021年6月1日を効力発生日として、FORO株式会社(以下「新会社」といいます。)を新たに設立し、当社が営むFOLLOW ME事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割(以下「本件新設分割」といいます。)を行いました。

本件新設分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項は、次のとおりです。

### 記

1 本件新設分割が効力を生じた日  
2021年6月1日

2 当社における法定手続きの経過

(1) 新設分割の差止請求

本件新設分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件新設分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

### (3) 新株予約権買取請求手続

本件新設分割において、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を充たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

### (4) 債権者異議手続

本件新設分割にあたって、当社は新会社に承継される債務の全てに関して、重畳的債務引受の方法により、引き続き当該債務の債務者としての地位を有しますので、会社法第 810 条第 1 項第 2 号に定める債権者が存しないことから、同条に定める債権者保護手続は実施しておりません。

## 3 新会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、2021年6月1日をもって、新設分割計画書に記載された、当社の FOLLOW ME 事業に付随する資産、債務その他の権利義務を承継いたしました。

## 4 その他本件新設分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上